

1819年のジュネーヴ民事訴訟法（2）

——わが法の史的源流の一つの紹介——

堤 龍 弥

目次

- I まえがき
- II 法文の翻訳（以上、第30巻第1号）
- III 立法理由の翻訳
- IV あとがき
- 補遺1 ピエール・フランソワ・ベロの人と作品（本号）
- 補遺2 強制執行編の法文および注釈の翻訳

補遺1 ピエール・フランソワ・ベロの人と作品

本稿は、前号で紹介した1819年9月29日ジュネーヴ民事訴訟法の起草者であるピエール・フランソワ・ベロの人と作品を紹介するものである。底本には，“*Loi sur la procédure civile du canton de Genève avec l'exposé des motifs par FEU P.-F. Bellot, 4^e éd., 1877*”の巻頭に掲載された、その編者であるシャルル・ショブ (Charles Schaub) 氏とシャルル・ブロッシェ (Charles Brocher) 教授の手による「ピエール・フランソワ・ベローその生涯と作品 (SA VIE ET SON OEUVRE)」を使用⁽¹⁾した。なお、筆者の都合により、目次における発表の順序を一部変更したことをお断りしておきたい（次回は、「III 立法理由の翻訳」の予定である）。

(1) 編者によると、この著作のもととなったのは、1837年にペロの家族の一人により書かれたペロの私生活についての略歴と、それをもとに1838年、ペロの伝記を公けにしたシェルブリエ (Cherbuliez) 教授のパンフレット、さらには、1836年3月18日、ペロの死の翌日に代議員会で行われた行政官リュー (Rieu) 氏のスピーチと、同じ年の6月20日、サン・ペテロ寺院におけるコレージュの叙勲式典でムニエ (Munier) 教授によりなされたスピーチなど、である。

I おもにその私生活におけるピエール・フランソワ・ペロ

ピエール・フランソワ・ペロは、1776年1月4日、ジュネーヴで、宝飾品製造業の子として生まれた。3歳のときに、不幸が彼を襲った。歯の痛みから引きつけを起こし、その最中に右腕を脱臼したが、初めのうち、誰もこの事故に気付かず、それを麻痺の発作のせいにしたのであった。そして、1年後、家族がその致命的な誤りに気付いたときには、もはやその治療を施すには手遅れの状態であった。

左手で書くことができるようになった後、コレージュに入学し、引き続きジュネーヴの公的な学校教育はすべて受けた。彼は、このような教育以外には、ほとんど強力な援助を受けなかつたが、これは彼にとって何ら不利にはならなかつたようである。というのは、彼は、しばしば彼が最もよく知っていることは彼が独りで学んだことであると述べていたからである。

彼は、語学の才能はほとんどなかつた。それゆえ、彼がラテン語とギリシア語にいくらか上達したのも、もっぱらその勤勉のたまものであつた。当時、コレージュにおいて、ペロの主要な才能に応えてくれる唯一の分野は、宗教教育であった。彼は、幾度となく信仰賞と呼ばれるものを獲得し、説教師を志すようになつた。しかし、少しばかりの自惚れと省察の日々を経て、コレージュ最後の年、彼は、神学を研究する計画をあきらめ、しばらくはその将来の進路については不確かなままであった。

このころ非常に興奮させる国家的大事件が大いに彼の思考を呼び覚ま

1819年のジュネーヴ民事訴訟法（2）

し、彼は、祖国の政治に強い関心を抱くようになった。彼は、夥しい数のパンフレットが現れたこの期間に、この問題に関連すると思われるすべてのものを読んだ。おそらくはいかなるジュネーヴ人も、18世紀のジュネーヴの歴史を彼ほどに知る者はいなかつたであろう。彼は、その生涯の何年かを母国の歴史のこの時代に起こつた出来事を生々しく描くことに割きたかったのである。おそらく、彼は、その他の場合に劣らず、輝かしい活動の舞台をそんな風に切り開いていったのである。

ベロは、非常に読書を好み、とりわけ堅い書物への関心が強かつた。通俗小説はほとんど読まず、その手のものには、嫌悪感を抱いていたようである。ほんの子供ながら、彼は、手中にジャン・ジャック・ルソーの本を持ち、この作家の才能にその生涯を通して心酔した。そして、その誹謗者に対しては、彼の有名な同志を全力で擁護することに容赦はなかつた。

コレージュを卒業した後、ベロは、引き続きアカデミーで文芸および哲学を勉強し、この数年の間、彼は、とくに興味を持った数学の勉強にも打ち込んだ。それにつき、リュー氏は、スピーチで次のように述べている。「彼の中で、後に弁護士業および議員生活での成功に寄与することになるこのような注意力や緻密な弁論術が育まれていつたのである。」

このような将来のための準備的学習の最中、時代の困難が彼の家族に重くのしかかり、ベロは、やむなくいくつかの家庭教師を行つた。良い生徒には熱心かつ献身的に、その他の者にはぞんざいかつ短気であった。ここに1つの例がある。彼は、その難しい性格ゆえにその家族から愛してもらえない若い親類を持っていた。ベロは、彼の中に勉強を好む性向を発見するや、その指導を引き受けたのであるが、非常に忙しかつたので、それに1つの条件を付けた。すなわち、「朝早く、私を起こしにきなさい。」と彼に言い、「5時まで私の時間はすべて君のものだ。」この子供は、この朝早い時刻前に彼をきちんと起こしにき、ベロも、この若い親類を教育するために、最初の呼び声できちんと起きたのである。

ベロが、朝早く起床する習慣がついたのは、そのようなアカデミーでの学業の時期であった。彼は、以前は、とりわけ冬は、遅くまで起きているのが習慣であったが、その当時熱中していた数学が、その眠りの中まで彼を追いかけてき、または彼の眠りを妨げていたのである。それ以来、彼は覚悟ができ、それが40年間有効に維持された。彼は、数時間眠り、冬でも夏と同様に、朝の3時から4時の間に起きるのが習慣となっていた。彼が普段健康でいられたのも、とりわけその目の良さは、また、働き過ぎにもかかわらず、決して疲れを感じなかったのも、おそらくはこの健康に良い習慣のおかげであった。

ベロは、逸楽には全く関心がなく、反対に、極端なまでに厳しい生活を追い求めた。かくして、青春時代の彼は、ときどき冬に窓を開けたままで眠り、粉雪が床のうえ、ベッドのうえにまで降り積もった。

すでに幼年期の頃から、彼にはその生涯において發揮する美德の萌芽が認められた。その情愛において激しくかつ優しい彼は、彼が愛する者の幸福のためには常に犠牲となることができた。その友人にとっては最愛の人である彼は、彼らにエネルギーでかつ親切な性格の影響を及ぼした。

彼は、非常に激しやすい気性の持主で、その全生涯にかかる勉強は、自分の感情を抑えることであった。決して彼は、直ちにそれを悔い、改めようと努力することなしには、激怒の発作に身を委ねるようなことはしなかったし、非常に感情的になった後ほど、協調的で親切になったことはなかった。彼のこうした努力は、無駄ではなかった。その生涯の最後には、この激しい気性は大いに治まり、往々にして驚くべき忍耐を發揮するまでになった。

ベロは、生まれつき大変辛辣な精神の持主でもあった。その茶化し癖と滑稽癖は、もし彼がそれを利用しようとしたならば、彼にとって強力な武器になったであろう。しかし、彼の大いなる心の優しさが、遅かれ早かれ彼をこのような体質から引き離したであろう。

1819年のジュネーヴ民事訴訟法（2）

一般的な学業を終えた後、ベロは、彼が選ぼうとする職業については相変わらず迷っていた。いく人かの先生の助言に従い、法学の講義に出席してみたが、彼はそれを重要と考えず、また好きにもなれなかった。

「法学の勉強は、」と彼は後に語っている。「当時は、それほど得意でなく、興味もなかった。」

この頃、彼のもとに彼の希望をすべて叶えてくれそうな申し出がなされた。ある外国の学者が、数年間を世界一周旅行に費やすことになり、助手として幅広い知識を持っている若者を捜していた。このポストがベロに提示された。彼は躊躇した。彼の身体障害が彼にその申し出を断らせたのであるが、彼が彼のこのような生活事情を語るとき、やはり今でも激しい後悔の念を覚えるのであった。

彼は、結局は1つの職業を選択しなければならなかつたが、彼はいかなるものにも誘惑を感じなかつた。従つて、彼が弁護士資格を取ろうと決心したのも、やはり先生たちの勧めによるものであつた。このために講義を受けるようなことはまったくしなかつたので、ちゃんと受験できるためには、やらなければならぬことがたくさんあつた。この孤独な勉強が彼のセンスにあつていたとはいゝ、ベロは、ようやく助言と指導の欠けていることに気が付いた。彼はよく、もし彼が、法学部生ならその後得るであろう援助のすべてを教授のもとで得ていたならば、彼は自分を幸せだと感じ、もっと上手くことが運んだことだろう、と繰り返すのであった。

彼の弁護士としての入会は、ジュネーヴのフランスへの併合の直前、1798年の冬に行われた。

シェルブリエ氏によると、「ベロは、その思い出がいつも彼を辛くさせるそういう1つの試練としてその最初のデビューを語るのであつた。子音を多く含んだ言葉のせいでその陳述を困難にする口頭弁論での発声に際し、彼の極度に内気な性格に、心の動搖が拍車をかけたが、それ多くの注意と訓練のおかげで克服することができた。彼の最初の弁論を彼

が漠然と口ごもりながら言うのを聞いていた者は、やがて彼の才能について持ったであろう好意的でない意見を改める必要に迫られた。」

入会後、ペロは、しばらくの間、先輩の実務家のもとで働いた後、やがて依頼者が引きも切らずに押し寄せる事になる事務所を自ら開くために彼のもとを去った。

「ペロは、弁護士業の思い出に浸ることを好んだ。というのも、それは彼にとって、いつまでも懐かしく満足のゆくだけのものだったからである。彼は、勝ち目のないものはほとんど受任しなかったので、訴訟にはほとんど負けなかった。彼は、彼がレマン重罪院で弁護した被告人の一として死刑の宣告を受けなかったことを大いに自慢していた。」

「ペロは、その活動範囲と名声を広めるために、ジュネーヴのフランスへの統合が彼に与えた便宜を利用することもできたであろう。彼は、1813年、そうするよう熱心に懇請された。もし彼がこれを決心していたならば、あるいは司法官として、あるいは政治家として、輝かしい役割を彼がフランスで演じるのが見られたであろうことは疑い得ない。しかし、彼の第一の、というよりは彼の唯一の望みは、祖国に貢献することであった。」

ペロがした最初の貢献の際のリュー氏の言葉を引用しよう。「わが祖国の復興が近づくにつれ、フランス当局者の退職が、抵当権保存所を監視なしの状態にしていた。ジュネーヴ、および当時同じ郡に統合されていたサヴォアとフランスの市町村の財産にとって償い難い損害の根元となつたであろう無秩序からそれを救わねばならなかつた。害悪を未然に防ぐために必要な措置を取りまたは提案したのが、ペロ氏であった。また彼に与えられ彼が死ぬまで就いていた抵当権保存吏という重要な地位に必要とされるすべての資質を一身に備えていたことは、それに秩序と顕著な正確さをもたらしたことを含め、彼がその頃に行った計り知れない貢献が証明している。」

彼をこのような抵当権保存吏の地位にふさわしいものにしたこの几帳

1819年のジュネーヴ民事訴訟法（2）

面さと正確さは、性格が極めて厳しく、考えが極めて積極的で、仕事が極めて多数の人間にあっては、それだけに一層感嘆に値するものであったが、彼は、このような資質をその公職においてのみならず私生活にも持ち込んだのである。完璧な秩序が、彼の世話を与った多数の公務におけると同様に、私的な事柄においても支配した。彼は、そのメモ、その書類やちょっととした身の回り品にも、同じように几帳面であった。彼自身、自分の綿密さをあざ笑い、それを追求するのは好きではないが、自分が几帳面なのは怠惰のせいである、と言った。

ここで、再びリュー氏の言葉を引用しよう。「1814年、その最初の設置以来、代議員会に入り、1825年、1835年と相次いで大多数の票を得て再選されたベロ氏は、その死によってのみそこを退く運命にあった。——人は、誇張なしに言うことができるのだが、いくつかの重要法案についてコンセイユ・デタがベロ氏に意見を求めなかったものはない。代議員会の委員会のメンバーとして、彼が共同作業に従事しなかったのは、それほど重要性の高くなかった法律であった。」

ベロの大学でのキャリアが始まるのは、1819年である。彼は、その年、名誉教授に、ついで1821年、民法および民事訴訟法の専任教授に任命された。「ベロ氏は、」とムニエ教授は言う。「彼が教授すべき学問の理論と実務に対する深い造詣と、言語と演繹的推理に対する卓越した明晰さという、教育に携わる教授にとって不可欠な二つの資質を持っていた。」

その遺言で、彼は、法学部に2500フランの資金を寄付し、その利息は、2年ごとに、法律または政治経済学の問題について、資格を取得して6年以内の弁護士の中から、コンクールに送られてきた最も優れた論文の著者に賞を与えるために使われた。

さて、これから、我々は、再び彼の私生活の細部に戻ろう。

前世紀末に起こった時代の災厄は、その父の破産を引き起こし、ベロは、彼がその家族の支えとならねばならないことを感じた。そして、そのため、彼は、いかなる犠牲も惜しまなかった。彼は、両親を彼のも

とに引き取った。活力に富み名譽を重んじる彼の父は、85歳まで小さな仕事に従事し続け、その息子は、もっぱら仕事の方が休息よりも彼の父の活気にはずっと適しているという理由から、彼が働くことに同意した。ベロは、その父に惜しみない世話を愛情を注ぎ、1832年、88歳で、彼を亡くした。彼は、すでに1824年、母を亡くしており、この死別が、彼がその人生において体験した最も大きな悲しみであった。

ベロは、一度も結婚しなかったが、彼は、自然と多くの子供たちの養父となり、見事にその義務を果たした。彼は、長兄を亡くしたときは24歳にもなっていなかったし、義兄の一人の死のときは30歳であった。彼は、彼らの妻とその子供たちの支えとなった。20年後に、彼は、その義兄の二人目が死ぬのを体験したが、そのときは、彼は、その姉妹と4人の子供たちを彼のもとに引き取った。

ベロは、いつも彼の幼友達と、彼らがどのような異なった職業を遍歴しようとも、愛情深い人間関係を保ち続けた。彼はまた、その地位が作り出す新たな関係の中で、誠意を尽くし率直に振る舞ったが、その人生的後半で、彼は、彼の全身全霊を捧げる二人の友を持った。

最初は、デュモン (E. Dumont) であった。二人とも、互いに会う前から、知り合うことを熱心に望んでいた。彼らが初めて会ったのは、1814年、ジュネーヴの復権の年であり、それ以来、彼らの関係は、次第に親密になっていった。

ベロは、彼よりもずっと年上のデュモンに対して、優しさの入り交じった尊敬と感嘆の念を抱いていた。そして、彼を評価し大切に思っていたデュモンの方も、ベロの身体障害とその非常に厳しい虚飾を排した生活に対する心遣いや配慮を彼に対して示したのである。

彼らは、しばしば会うだけでは満足せず、ときには一緒に旅行し、生活した。彼らは、一年の一部を共同世帯にしてしまうほど、それほど互いに必要な存在になった。こうして、彼らは、1822年から1827年にかけての夏を、ジュネーヴ近郊にある哲学者デュモンの田舎の別荘で一緒に

過ごした。

シェルブリエ氏によると、「若い方でもほぼ50歳、その趣味、習慣、前歴、家族関係のどれ一つとして同じでない二人の独身者の間のこのような変わらぬ完璧な結びつき、共同生活という難しい試練を悪化させることなく耐えたこの結びつきは、稀な現象であり、彼らの精神の気高さと性格の卓越を同時に証明するものとして、それだけでこの二人の友人を称賛させるものである。それらを日常的に見ていた者は、彼らにオresteス (Oreste) ([ギリシア神話] ミュケナイ王アガメムノンの子。父を殺した母クリュタームネストラとその情夫アイギストスとを姉エレクトラと協力して殺す。) とピラデス (Pylade) (オresteスの従兄弟で、忠実な友。彼の復讐を助け、その姉エレクトラの夫となる。) の名を与えた。彼らの友情と相互の敬意が醸し出す感動的な光景は、とくに彼らが訪問を受けた多くの客に彼らの交際が与える知的な楽しみの魅力を増大させた。」

1823年、ベロは、デュモンと一緒にスイス国内を旅行した。その後、彼らは、パリにも旅行に行っている。1829年、デュモンは、ベロに、彼が望むところに、彼が好きな方法で行くことを提案し、自分と一緒に旅行してくれるよう依頼した。彼にとって義務がいつも生活の規律となっていたベロは、このような享楽を自分に認めるわけにはいかないと思い、断った。デュモンは、別の友人と出かけ、彼は、ミラノで病気になり、そこで亡くなった。

ベロが築いた親密な関係の二番目は、ロッシ (P. Rossi) とのそれであった。ベロは、1816年、彼の訪問以来、彼の価値を認めていた。そして、ベロは、自分を頼りにする者のため、彼がジュネーヴに留まることができるよう、八方手を尽くした。彼を手強いライバル視するどころか、ベロは、デュモンに対してと同様に、ロッシにとって優しい忠実な友となった。ロッシが、1833年、その比類なき才能にもっと見合った舞台でめざましい成功を収めるべくジュネーヴを去ったとき、それは、ベロには

辛いショックであったが、ロッシも、彼が代替困難な友と別れることになるという確信を持って去っていった。

ここに、後になって、ロッシが、ペロの死に際して、書いたものがある。「私は、日々、より貴重により稀有になっていく、真の友、彼との友情という聖なる名が冒瀆でない気高く純粋な魂の一つ、を失った。我々の20年の友情は、露一つの雲によっても決して曇らされることはなかった。彼とともに、人は、困惑なく恐れずに、いつも正しい道を進むのであった。そして、彼のすばらしい良識と確かな判断力に合致することがはつきりしないところには、良い考えは存在しなかった。何という善と実益をかねた真の愛であることか！　何という献身的な熱意、何という忍耐力、何という仕事ぶりであることか！　それが私生活においても、会話の魅力や性格の親切さを何ら殺すことなく！」

再びムニエ氏の話を聞くことにしよう。「それは、とりわけ彼ら（同僚、しかしいずれにせよ彼の友人）であった。高い理性と真心、搖るぎなさと穏健さ、重々しさと愛想の良さ、忍耐力と節度、それらの類まれな融合を高く評価することを許されたのが、とりわけ彼らであった。それは、生活習慣の大変な質素さを兼備し、古き時代の美德を思い出させた。そして、この非常に鍛えられた魂、そのようなタイプは次第に失われていく……。友人と出会ったとき、生まれつき真面目で堅苦しいその顔に必ず表れるその心底から好意に満ちた微笑みを、我々はどうして忘れることができようか？　その親しげな会談のために、彼は、人が何時いかなるときにそれを求めようと、いかなる仕事の最中に人が彼を邪魔しに来ようと、いつも時間の余裕を持っていたことか？　常に分別と良識の刻印が押されたその助言を、彼は、彼自身の問題にかけるそれに劣らぬくらいの慎重さで熟考した後に、与えたことか？」

これと同じ証言が、卓越した高官だったリゴー (Rigaud) 行政官によりなされた。彼は、その死後、次のように書き残している。「私が彼のところに伺ったのは、たいていは、その好意に甘え、決して断らない何ら

1819年のジュネーヴ民事訴訟法（2）

かの助言を求めるためであった。私は、採るべき方針をいつも判別させるその完璧な判断、あらゆる試練に耐えるその口の堅さ、そして自分に関係のない物事について意見を求められた人々のところでは滅多に出くわさない好意、を彼のところで見い出すことを確信していた。」

絶えず掛かり切りの活動で満杯であるに違いないと思われた仕事の最中、ベロは、なお単にその助言を求めてやってくる者すべての私的な事件のみならず、彼の協力がその実現を早める高潔無私の愛国者たちのすべての考えにも、割くべき時間を見い出した。ギリシア人の委員会メンバーであり、逆境にはあるが往々にして著名な亡命者たち、とくに1820年から1830年にかけてヨーロッパを揺り動かした暴政と自由主義との戦いの犠牲者たちに好意を持っていたベロは、彼らに十分な資金的援助をすることで、その身をも危険にさらすことを厭わなかった。

ベロは、明晰な頭脳、顔立ちの良さ、それにすばらしい表情をしていました。彼はナポレオンに似ていると言われ、彼が1814年に行った小旅行では、彼は、ボナパルト一家の一員と思われ、監視されたほどであった。

彼は、概して健康に恵まれていた。しかし、彼のほとんど座ったままの生活が増大させる体格上の欠点が、晩年、彼を非常に辛い思いにさせる別の身体障害を引き起こした。彼の脚はか細かったので、彼が少し太ったとき、その身体を支えるにはあまりに弱くなっていた。何度か、その脚は、彼の重みで折れ、彼は転倒した。とりあえずは杖の支えで足りていたが、その後、彼は、人の助けなしでは決して外出しないことを余儀なくされるようになった。以前は、非常に健脚だっただけに、彼は、この依存関係を辛く感じた。そして、思索活動も、野天で一人で散歩していたときほどにはもはや決して容易でないことを悟ったのである。しかし、彼は、甘んじてこの身体障害に耐え、彼が自身について、その不自由と束縛について言った甘く切ない冗談は、人の涙を誘うと同時に笑わせもした。

彼は、能力の減退を感じないように、していたずらに生き長らえな

いようにとの願いをしばしば表明していた。この願いは、予想のほか早く叶えられた。ベロが、ほとんど突然に60歳で天国に召されたときは、未だその精神は活力にあふれ、その能力は全開の状態であった。

1836年3月14日、彼は、いつものように講義をしに出かけた。授業中、学生たちは、彼が青ざめ、その声が弱くなっているように見えた。「皆さん、私は、続けることができない。私は気分が悪い。」と、彼は彼らに言った。そして、それが、彼らが彼の口から聞くことになる最後の言葉となつた。足が不自由な彼に、絶えず付き添つてゐる学生の一人が、彼に補助を申し出たが、ベロは断つた。しかしながら、彼は、かろうじて彼の住まいにたどり着いたのだった。ヘルニアが起つてゐた。彼が耐えた長く苦しい手術は、彼の元気を試すのに役立つた。彼の苦痛は大きかったが、彼は、いかなる不愉快な予測も気にかけていないようと思われた。人々が一心に取りすがろうとしていたわずかな回復の兆しも、永遠になくなつてしまい、病気は見る見るうちに悪化し、そして、1836年3月17日、正午前、彼の家族、友人、大学、弁護士会、代議員会、それに祖国は、彼を失つた！

この死のニュースは、国家的大惨事の知らせと同様に、直ちにジュネーヴ中に広まつた。悲嘆が皆の表情に表れていた。——翌日に行われた代議員会の会議において、すべての審議を、葬儀が国家の代表者に最もふさわしく執り行われるまで延期することが、満場一致で決められた。大群衆が、偉大な国民の葬式の列に連なり、彼の思い出が、多くの心に虚しさと悲しみを残した。「彼の名声に不滅の栄光あれ。」と、ムニエ氏は、彼のスピーチを終えるに当たつて言った。「なぜなら、彼は、人間の私生活において、あれほどの善行を行つたわずかな人だから。彼は、人間の公的な生活において、より優秀な公民として振る舞うようなことはまったくしなかつた人だから。」

II おもに立法者および法律家としての ピエール・フランソワ・ペロ

ペロの人生の最大の関心事は、いかなる方法で、フランスの私法を、あるいは彼の祖国の必要に、あるいは学問の最先端の要請に適合させるために、それを修正することができるかを探求することにあった。彼は、祖国の法律の進展に強力な推進力を与えたのであって、カントン・ジュネーヴの立法は、その後の多くの改革にもかかわらず、未だに彼の影響の跡を深く留めている。

ペロの人生を取り巻いていた状況は、彼に課されていた仕事を助けるのに大いに寄与したことであろう。

1776年1月4日に生まれ、古くからの有名なアカデミーの最後の学生の一人であり、ジュネーヴのフランスへの統合の直前の1798年の冬に弁護士となった彼は、昔の国民的生活を送り、当時彼の祖国を支配していた体制を個人的に経験することができた。

まだ非常に若かったけれども、彼は、1789年のフランス革命という社会的大惨事の波乱を注意深く見守ることができた。彼は、1804年のフランス民法と1806年の民事訴訟法という、その二つの主要部分が生涯の関心事となる、記念碑的な立法的成果（ナポレオン法典）が形作られるのを見た。彼は、新しい立法が必ずもたらす知的進展を、その当初から観察・研究することができた。

より狭い限定された範囲ではあるが、ペロは、祖国の歴史の最も幸福な時期の一つ、1814年の小さいジュネーヴ共和国の再建に立ち会うことができた。

この出来事に立ち会うという栄誉と喜びをもった世代は、その成功にも目を眩まさず、またその立法の劇的な改変の運命にも身を委ねないだけの賢明さを備えていた。暫定的に司法組織を規律する1815年1月6日法律第74条は、次のように規定している。「民事、刑事および商事に關

する様々な法典や現行法の規定は、適用除外とされない範囲で、すべて暫定的に維持される。」この文言は、ペロが敢然と踏み込むことになる道を切り開くものであった。それは、彼がその全精力と全生涯を捧げる仕事を必要とした。すでに述べたように、外在的な状況が、おそらくはそのような任務を助けることになった。ペロの個性も、与ってそれに適していたことであろう。

優れた観察力、忍耐力それに思考力に恵まれ、その性向はむしろ精密科学または自然科学に向いていたペロは、祖国の立法のゆっくりした段階的な変革を行うのに必要な資質をすべて持っており、それを彼は、二つの体制のもとで試すことができた。科学が彼に起こさせる信頼の気持ちから生じる強い信念で、彼は、自分が関わっているテーマの難しさと大変な重要さに対する深い認識を併せ持つたのである。彼は、危険を冒さなかった。彼は、十分に熟考した後でなければ決心しなかった。すなわち、往々にして、その後継者たちの仕事ぶりと比較して、彼が恵まれていたその思慮分別のある慎重さがむしろ悔やまれたくらいである。彼が早くから冒されていた身体障害も、彼が一身を捧げた仕事にすべてを捧げるよう彼に促したともいえよう。それは、彼の性格でありかつその立派な顔つきに表れる多くの好意と峻厳さによって示される思いやりの心とはまるで合わない孤独な状態を彼に強いたのである。人間としての彼は、以上のごとくであったが、次にその作品がどのようなものであったかを見てみよう。

ペロにヨーロッパでの名声を得させたのは、言うまでもなく1819年のジュネーヴ民事訴訟法である。その起草に、彼は大部分参加し、そして、その立法理由書 (*Exposé des motifs*) は、彼が、代議員会 (*Conseil représentatif*) 内部で作成したものである。この後者の資料は、その一部しか公表されなかったとはいえる、著者の立法的能力を一般に評価させるには十分である。これを褒め称える多くの証言が、(雑誌に掲載された記事・論文や手紙等により) 色々な方面から届いた。今でもなお優れたも

1819年のジュネーヴ民事訴訟法（2）

のであるが、この民事訴訟法は、外国の立法者にも多大の影響を及ぼし、彼らにより、それは手本とされ、または少なくとも考慮しなければならない大事な権威書として仔細に検討された。

この法律は、実際、手続の大胆な簡略化と、証拠調べができるだけ一般公衆の監視下に置き、かつその証拠調べの結果を受訴裁判所の裁判官たちの直接的な評価に委ねる、という配慮によって注目される。

ベロは、あるいはその法律中で、あるいは彼の立法理由書中で、1789年の憲法制定議会の席上、アドリアン・デュポール (Adrien Duport) によって取り上げられた重大問題を、変革し解決することに努力した。ある訴訟に含まれる請求の各項目について、論理的には求める解決に導くことになる一連の中間問題を提出してはならないかどうか？もし終局判決が本当に多数意見の表明であるとすれば、これらの中間問題も、投票による多数決で、それぞれ別々かつ順次に解決されるべきなのではないか？

重大な困難を生じさせる大きな問題！これらの中間問題は、心証のための単なる攻撃防御方法とは別のものなのか？それらの各々は、必ず多数決で決定されねばならないものかどうか？もしそれらについて、それが肯定された場合に、それら自身を解決するために用いられる様々な論証にもそれが拡張されるべきなのかどうか？このようなやり方の基礎にある考慮からすれば、もし得られた多数意見が各問題点についての各裁判官の個人的な心証の表明であると考えるのであれば、これらの問題をそれぞれ異なった裁判官の判断に委ねさせてはいけないことになるのであろうか？このような困難にもかかわらず、ベロによって採用されたやり方は、大陸の私法の現状ではなおこれが最善のものであるようと思われた。

各係争事項の直接かつ主要な対象をなす問題は、当然に多少とも複雑である。それゆえ、論理的分析の結果明らかとなった要件としてそれらの基礎になる一連の難題について裁定を下すことによってのみそれらを

解決することができるるのである。求める解決に至るために必ず越えなければならない各段階について、多数決がなされなければならない。

これらの中間問題は、それら自身を解決するために用いられかつその性質上一般に個別具体的な評価の領域に属する様々な攻撃防御方法とは明らかに区別されるように思われる。次の二種類の攻撃防御方法との顕著な違いを認めないわけにはいかない。すなわち、一方は、それらが、いわばその必要不可欠な部分であるところの訴訟の解決に直接かかわることから、多数決に委ねられねばならないものであり、他方は、より中心から外れより直接度の低いもので、個人的な評価に委ねられ得るものである。この後者の各々を、多数決による判定に委ねることは非常に難しいであろう。たとえば、もし証人尋問から得られる各印象についてまでそのような取扱いをしなければならないとしたら、どのような複雑さが生じるであろうかを想像すればよい。分析では乗り越えられないある種の境界がある。

問題を区分するこのようなやり方が必ずしも常に望まれる結果を導くものではないとの危惧は、確かに可能である。中間問題のあれこれに与えた解決により、訴訟が裁判されるべき手順についてはっきり定まった考えを抱いた裁判官が、かりにある問題については少数意見でも、別の問題については、自ら正しいと思われる結果になるように、不自然かつ偽りの多数意見を抱く結果に至ることも可能である。これは、いわば思いやりから出た欺瞞であると考えることもできる。しかし、この裁判官は、彼の職務上の義務を怠ることになろう。彼は、自分が裁判のための道具の一つにすぎないことを忘れている。そのようなことになれば、それが真の多数意見に取って代わることになろう。かりに、そういうふうな事情で、その狙いが外れるのであれば、それは、人間の責任であり、制度のそれではない。付言すれば、いつも厳格に維持するのが極めて困難な、事実問題と法律問題の区別も、そういう制度の要請を極めて不完全にしか満たさないであろう。

1819年のジュネーヴ民事訴訟法（2）

1876年末に可決されたドイツ帝国の民事訴訟法は、この問題についてあまり明瞭に規定していない。

ベロの影響の下に採択された司法組織法第196条では、次のように規定されている。「¹ 裁判長は、弁論を指揮し、質問を発し、票を取りまとめる。² 裁判所は、発した質問の対象、その作成および順序につき、ならびにその投票の結果につき、生じうる相違についてその立場を明らかにする。」

ジュネーヴ民事訴訟法第107条では、このような中間問題については、必要な場合には裁定を下すべきことを要求しているのに対して、ドイツ国民事訴訟法第284条は、これらの問題が判決文中で述べられることを要求していない。おそらく、これらの問題は、事実および紛争状態の簡潔な説明を要求している第3項、または裁判理由について触れている第4項に、黙示的に含まれているのであろう。これらの中間問題およびそれらに与えられた解決は、確かに裁判理由そのものである。しかし、次のこととも認めねばならない。すなわち、司法組織法が要求しているように思われる意味において、それを要求しなければならないかどうか、この条文は明瞭でない。

他に、ベロの影響下で採択されたものとして、弁護士、代訴士および執行吏に関する1834年6月20日法律は、弁護士と代訴士の職を同一人に統合するものである。

以上、ベロの影響がとくに顕著に現れている法律のいくつかについて論じてきた。もし人がこの影響を全体にわたって説明しようとすれば、ベロが所属していたのと同じくらい長い間、代議員会によって書き取られたすべての法律を検討しなければならないであろう。そこには稀有名勲勉さがあったし、そこで獲得された正当な権威はそれを認めさせずにはおかなかった。ここに紹介しただけでも、立法者として彼の作品を評価せしめるに十分である。

次に、彼の教授としての影響力も、同様に傑出していた。彼の厳格さ

を感じさせる、というよりももったいぶった話しぶりは、それが、若者たちに実務の要請を手ほどきしながら、彼らを立法作業の高い領域にまで運ぶことのできる、説得力のある思考の象徴であったがゆえに、その注意を引いたようである。

また、ベロは、抵当権保存所の保存吏でもあった。この一見地味ではあるが骨の折れる仕事は、一般にはそれほど高度な頭を必要としない。しかし、ベロは、いつものように、彼がそれを遂行するやり方で、それを彼と同じ水準にまで高められた真の聖職にしたのである。彼のすべての性向は、とりわけフランスとサヴォワ地方の抵当制度とジュネーヴの旧管轄地域のそれとの調整のために、彼が大変な世話をすることになる、そのような職業的地位の困難さに適応していた。

ベロは、その使命を自覚して、名誉や地位につながる類いの雑誌論文の執筆を好まなかった。言葉の本来の意味で、作家として、ベロが書いた唯一の論文は、「その様式および要件を規律すべき権能の面から検討された婚姻立法 (*législation du mariage considéré sous le rapport du pouvoir auquel il appartient d'en régler les formes et les conditions*)」というタイトルで、『立法および政治経済年報 (Annales de législation et d'économie politique)』に掲載されたものであり、それ自体、あるいはそれが今日書かれたと言われるほどに、優れた論文である。もっとも、このベロの論文について、そこに純粹に学術的な著作を見ようとすれば、誤るであろう。1821年12月21日、代議員会内で、同年採択された婚姻法について、著者により読み上げられた大部な報告書が残っている。この報告書は、上記の著者の論文のもとになったものであり、彼の雑誌論文は、いわば立法者の著作であった。

それが掲載された論文集は、『立法および判例年報 (Annales de législation et de jurisprudence)』というタイトルで、ジュネーヴにおいて先に出版された二巻に続くものであった。シスモンディ (S. de Sismondi), デュモン, ロッシそれにベロをその主たる編集者とするこの

1819年のジュネーヴ民事訴訟法（2）

学術雑誌は、実際、外国ではいつも大変な権威を得ることができた。残念ながら、たまたまそこで率直に述べられた自由主義的な考えが、不安を呼び起し、この出版は、いわば外国の圧力で、中止されてしまった。それゆえ、出版されたのは、全部で三巻のみであった。

ペロの生活および活動のすべては、彼の生まれた町の狭い範囲内に集中していた。しかし、彼がそれを残念がる必要はなかったように思われる。彼の法律家および立法者としての評判は、非常な尊敬をもって、外国にまで広まっていた。そして、彼の祖国での親しい交際範囲の中では、皆の好感と尊敬が、ずっと以前から彼には伝えられていた。彼の権威は、共和国評議会においては絶大であり、誰でもが、彼が行った貢献の重要性を認めていた。そして、彼の死後、彼の弟子たちの愛情のこもった熱意により、そこから教示を汲み出すことを渴望する大衆のために彼の主要な作品が公表されているし、市街の通りの一つには彼の名前が付けられ、彼が生まれ育った町には、彼の記念碑が建てられている。

《P.-F. ベロの略歴》

- 1776年1月4日 ジュネーヴに生まれる。
- 1798年冬（22歳） 弁護士となる。
- 1814年（38歳） 代議員会議員に選出される（以後、議員生活がその死まで続く）。
同年、生涯の友となる哲学者E. デュモンと知り合う。
なお、この年、ジュネーヴ共和国再建に前後して、抵当権保存吏となる。
- 1816年（40歳） もう一人の友、P. ロッシと知り合う。
- 1819年（43歳） 彼の関与のもとに、ジュネーヴ民事訴訟法が成立。
同年、名誉教授。
- 1821年（45歳） 民法および民事訴訟法の専任教授となる。
- 1824年（48歳） 母（ジャンヌ・ガブリエル・フェザン）死亡。
- 1832年（56歳） 父（ガブリエル・ペロ）死亡。
- 1836年3月17日 死亡（享年60歳）。